

マッテオ・レンツィ・イタリア共和国首相と安倍晋三日本国内閣総理大臣との会談
共同プレスリリース（仮訳）

本日、マッテオ・レンツィ・イタリア共和国首相と安倍晋三日本国内閣総理大臣は、ローマにおいて会談した。

両首脳は、親密かつ長期間にわたる友好関係、強い文化的なつながり、並びに伸びつつある貿易及び経済的な協力に基づき、イタリアと日本がすばらしい関係にあることを歓迎し、2016年の日伊修好通商条約締結150周年を記念する観点から、あらゆる分野で二国間の協力をより深めていくために協力することを決意した。

両首脳は、成長と雇用を再び向上させるという共通の目標に留意しつつ、財政の健全性を確保しながら、また、構造改革を通じて、それぞれの国で追求されている経済政策について意見交換した。

両首脳は、二国間貿易の前向きな傾向を認識し、日本貿易振興機構（JETRO）とイタリア貿易促進機関（ICE）との間の協力にも頼りつつ、物品とサービスの交易の更なる増加を促進することの重要性及び日本とEUの貿易関係とも整合する形で相互の市場へのアクセスを拡大することの重要性を強調した。両首脳は、自由で開放的な貿易が経済成長を促進し雇用創出を推進する鍵となることに留意して、物品、サービス及び投資、鉄道を含む調達の市場アクセス、知的財産権、地理的表示並びに非関税措置に関連する問題を取り扱う、日本とEUとの高度に包括的かつ野心的な自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）の早期締結の重要性を再確認した。

両首脳は、イタリアと日本の経済が共に高度に熟練した中小企業に支えられていることを認識し、両国の発展を基礎から支えてきたものづくりの精神の上に、更なる経済及び産業協力の可能性を開拓する必要性を強調した。

特に、両国政府により、相互の直接投資を促進する取組を行う。

2015年ミラノ万博へ日本からハイレベルの参加が見込まれることにより、特に、現代農業、食文化、食料安全保障、及び持続可能なエネルギーの分野で、経済協力のための更なる機会が導かれることが留意された。

防災も重要な分野である。両国が経験、教訓及び得られた能力を共有することにより協力

を強化することができる。この可能性に照らし、両首脳は、2015年3月14日から18日まで日本国仙台市で開催される第3回国連防災世界会議の成功に向けて協力することを決定した。

両首脳は、イタリアと日本の文化の独自性に対する相互の尊重と評価を念頭に、特に、文化遺産の保護の分野で、文化交流及び協働の重要性を強調した。観光客の往来と人的交流の重要性も強調された。

スポーツ分野における更なる二国間交流を促進するためのコミットメントも示された。この文脈で、安倍総理は、より良い未来のためにスポーツの価値とオリンピック・ムーブメントを拡大するための取組である「Sport for Tomorrow」の重要性を再確認した。2020年東京オリンピック・パラリンピックの準備と成功に向けたイタリア側からの支援も表明された。

両首脳は、特に、来るイタリアのEU議長国の期間に、日本とEUとの関係を更に強化するために共に取り組んでいく決意を表明した。両首脳は、2014年5月7日にブリュッセルで開催された第22回日EU定期首脳協議の成果を歓迎するとともに、日本とEUとの間で包括的な分野を対象とする野心的な戦略的パートナーシップ協定（SPA）の可能な限り早期の締結を支持することを表明した。

両首脳は、2014年10月16日及び17日に開催され、アジアと欧州諸国の対話と協力を促進する絶好の機会である第10回アジア欧州会合の成功に向けて緊密に協力することを決意した。

日本とイタリアはともにG7とG20におけるパートナーであり、民主主義、法の支配、基本的人権という共通の価値とともに、開かれた市場及びルールに基づいた国際システム等の共有された原則を基礎に、その関係を構築してきたことを想起した。両国は、今日のグローバル化した世界における安全保障及び経済的な相互依存の観点から、欧州とアジア太平洋地域が密接に関連しているとの認識に立ち、幅広い国際的な課題の対処について関心と責任を有している。この文脈で、安倍総理は国際協調主義に基づく「積極的平和主義」という日本の安全保障政策について説明した。レンツィ首相は、平和、安定、繁栄を確保する国際的な試みに積極的に貢献する日本の意思を歓迎した。

両首脳は、G7サミットに引き続きウクライナの現状について意見を交換した。東アジア及び東南アジア情勢に関しては、両首脳は、対話と交渉を通じて、かつ、国際法の原則に従って、平和的に国際紛争が解決されることにより、地域の平和、安全及び安定を維持す

る重要性を強調した。両首脳は、また、国連海洋法条約（UNCLOS）にうたう公海における航行及び上空飛行の自由を確保し続ける必要性に合意した。朝鮮半島に関し、両首脳は、北朝鮮が、関連する国連安保理決議の下での義務及び2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを完全に履行する必要があることを強調した。両首脳は、北朝鮮が、拉致問題を含む人権侵害を終結させるために速やかな措置をとるべきであることで一致した。

両首脳は、航行の安全を確保する重要性と、両国が国際法及び国際的な海域における管轄権に関して国際的に認められた諸原則に従って、海賊及びその他の海上の犯罪と闘うことへの両国のコミットメントを再確認した。また、両首脳は、両国が国際組織犯罪に対する国際的な闘いに貢献する決意を再確認した。

両首脳は、安全保障及び防衛分野の二国間協力の水準が増大していることを反映し、情報保護協定の早期締結に向けて協力し、防衛装備・技術協力についてあり得べき話し合いを開始するとともに、危機管理に関する協力を強化することを決定した。

両首脳は、6月4日及び5日にブリュッセルで開催されたG7サミットの結果及び11月15日及び16日にブリスベンで開催されるG20サミットを念頭に、G7及びG20の活動に関する現時点の課題について意見交換した。

2014年6月6日 ローマにて